

(2) 廃棄物搬入計画

① 埋立廃棄物の種類及び量

広島市では、「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム」を策定し、循環型社会の構築を目指しています。減量プログラムの中で、平成25年度を目途とした施策が実施されることを踏まえると、平成32年度時点における受入廃棄物の種類と量は、表 2-2-4に示すとおりとなります。

表 2-2-4 受入れる廃棄物の種類及び量

受入れる廃棄物の種類と内訳		受入量	比率
一般廃棄物	家庭系不燃ごみ 陶磁器製品、耐熱ガラス製品、植木鉢、ビニールシート、ヘルメット、傘、保冷剤など 小型家電製品(電卓、ドライヤー、ジューサー、アイロン、カメラ、ポットなど) 金属を含む製品(皮革製やビニール製かばん、ぬいぐるみ人形、アルミホイールなど)	1.8万 t/年	45%
	事業系不燃ごみ 事業系不燃ごみのうち廃プラスチック類を除いたごみ		
	都市美化ごみのうち不燃ごみ		
	資源ごみを分別した不燃性残渣		
	大型ごみを破砕し分別した不燃性残渣		
	広島市焼却工場が発生する焼却灰等	1.7万 t/年	43%
	広島市中工場が発生する溶融スラグ	0.5万 t/年	12%
小 計	4.0万 t/年 〔廃棄物容量〕 4.7万 m ³ /年	100%	
被災ごみなどの緊急搬入ごみ 大規模緊急被災時の廃棄物(福岡市西方沖地震(H17.3.20)クラスの地震に30年間に2回被災 廃棄物容量で計約20万m ³)を想定する。			

備考1：広島市焼却工場が発生する焼却灰等のうち、既に民間業者の協力により処分を委託している焼却灰のセメント化は、平成32年度時点で民間業者の協力が得られなくなる場合があっても対処できるよう、全て市が埋立処分すると想定したものです。

備考2：溶融スラグは埋立地で砕石材等に有効利用します。

備考3：廃棄物容量は、受入量(t)に即日覆土及び中間覆土を加えて容量(m³)に換算したものです。

【焼却灰等の受入れについて】

焼却灰等には重金属やダイオキシン類が含まれる可能性があるため、受入れにあたり、広島市が定める埋立判定基準に適合しているか定期的に検査します。

○広島市焼却工場では、重金属・ダイオキシン類への対応は、次のように行います。

重金属	焼却灰等にキレート剤処理(重金属類が水に溶け出さないように特殊な薬剤で固定化する処理)を行います。
ダイオキシン類	広島市の焼却工場はいずれもダイオキシン発生防止対策を完備した焼却施設です。さらに、ダイオキシン類の発生を防止する焼却方法を採用します。

② 埋立処分量

埋立処分量は、廃棄物容量(廃棄物+即日覆土+中間覆土)換算で、1年あたり4.7万 m^3 、埋立期間30年として約140万 m^3 、さらに被災ごみなど緊急搬入ごみ約10万 m^3 が30年間に2回あるとして約20万 m^3 、合計で約160万 m^3 を計画しています。

注)「広島市ゼロエミッションシティを目指す減量プログラム」による埋立処分量の抑制施策や、広島市の人口が平成27年頃から減少するとの推計を踏まえると、将来的な埋立処分量は徐々に減少していくものと予測されますが、この減少幅には経済的な変動など不確定要素が多いため、最大限の処分量として計画しています。

③ 搬入時間

搬入時間は、原則として平日の午前8時30分から午後4時までを計画しています。

④ 主たる搬入ルート

廃棄物の主要な搬入ルートは、図 2-2-5に示すとおりです。

搬入経路は、主要地方道広島湯来線を経て、取付道路から最終処分場へ進入する往復ルートです。

なお、搬入経路である主要地方道広島湯来線は、廃棄物搬入時までには道路改良（2車線道路）が実施される計画ですが、安佐南区沼田町大字阿戸から佐伯区湯来町大字麦谷までの主要地方道広島湯来線の改良ルートは現時点で未定です。

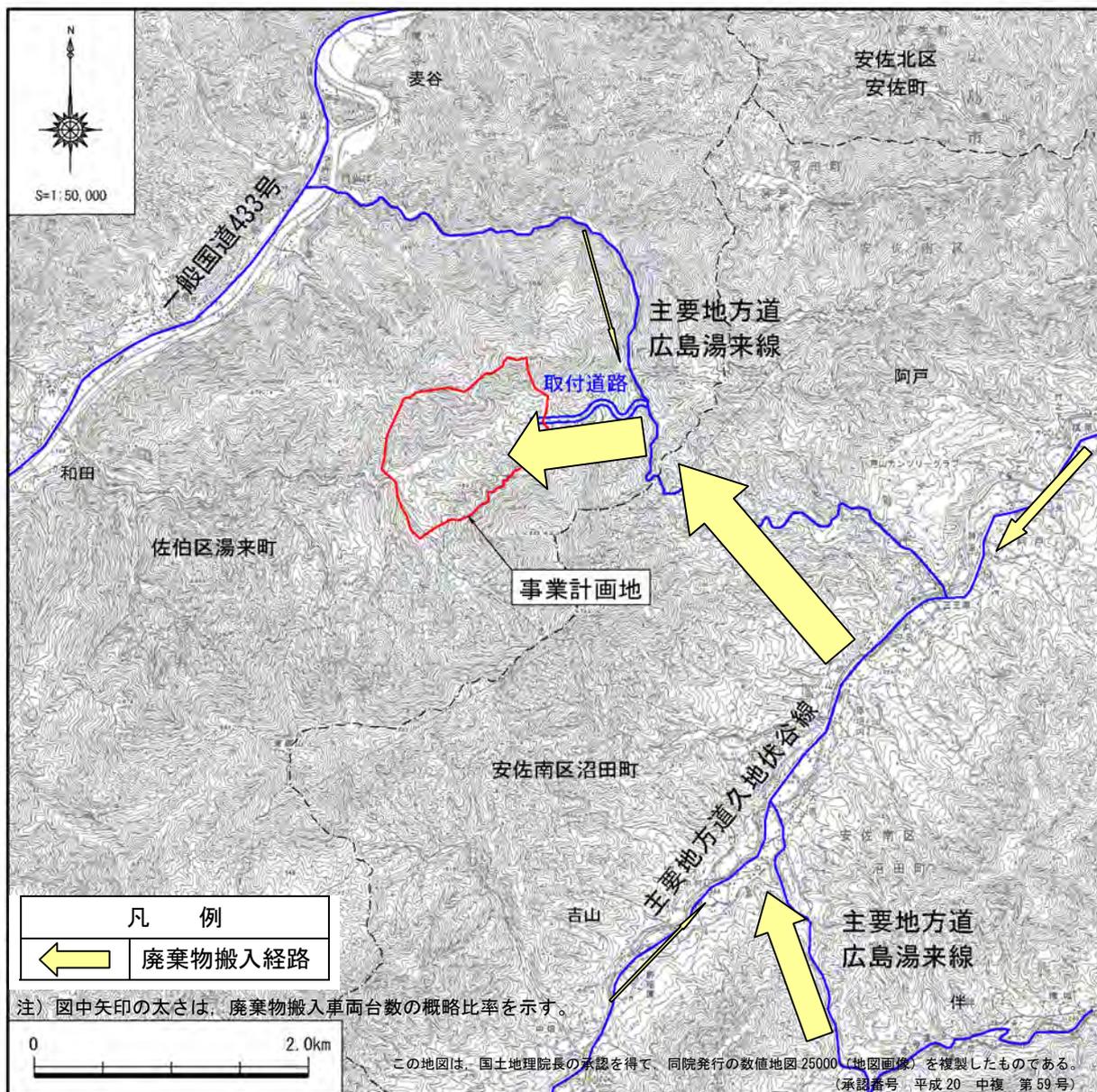


図 2-2-5 廃棄物搬入経路図

⑤ 廃棄物搬入車両台数

廃棄物搬入車両の搬入台数は、表 2-2-5に示すとおり、1日あたり約50台（往復1日あたり約100台）を計画しています。

表 2-2-5 ごみ搬入車両の搬入台数

	搬入車両の見込み台数 (平成 32 年度)	【参考】 玖谷埋立地の搬入台数 (平成 19 年度)
搬入台数	約 50 台/日	約 95 台/日

備考：約 50 台/日の内訳は、10 トン車で約 10 台/日(焼却灰や溶融スラグ)、4 トン車や2 トン車で約 40 台/日(その他)を見込んでいます。

(3) 遮水工施設計画

本処分場の遮水工は、地質調査結果による地層構造や地盤の透水性を踏まえ、基準省令^{※1}で規定された安全な構造形式について比較検討を行い、信頼性や強度特性に優れ、実績も豊富な二重遮水シートによる方式を採用しました。構造は、図 2-2-6に示すとおりです。

また、万一、遮水シートが破損した場合には、損傷位置を発見し早期修復を可能にする遮水管理システム（電氣的検知法^{※2}等）と、浸出水が混入した地下水を下流域に漏出させないよう堰堤末端部に鉛直遮水工（図 2-2-2、図 2-2-3参照）を設けることにより、安全性を高める計画としています。

※1 基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

※2 電氣的検知法：遮水シート自体の電気絶縁性に着目して、シートに生じた絶縁不良個所の電位や電流の変化から破損の有無とその位置を検知するもの。

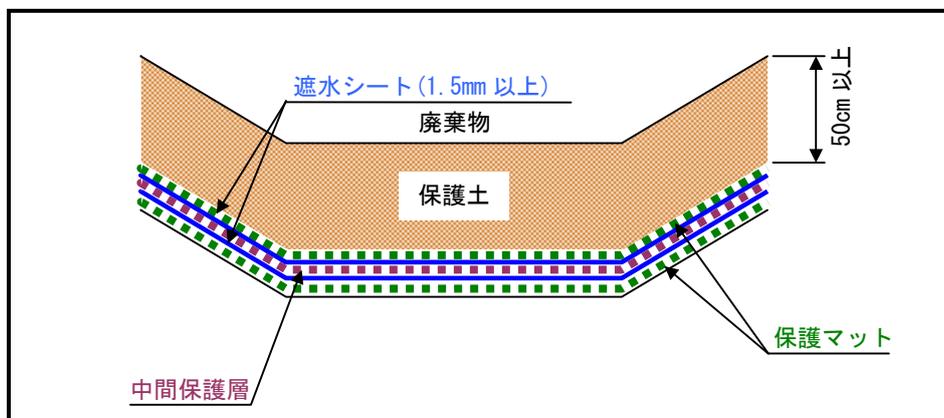


図 2-2-6 二重遮水シート工概念図

(4) 埋立方法

本埋立地は、地形の形状から階段状となり、「堰堤を築造⇒廃棄物の埋立て⇒堰堤を築造⇒廃棄物の埋立て」を繰り返しながら埋立てを行い、廃棄物の飛散・流出等を防止します。

埋立方法は、図 2-2-7に示す『セル方式』を採用し、埋立廃棄物の飛散、臭気発散、衛生害虫の発生を防止するため、廃棄物が搬入されたその日にコンパクター等で十分に締め固めたのち、即日覆土を行い、廃棄物の埋立高さ2m毎に0.5mの厚さで中間覆土を行います。

また、所定の高さまで廃棄物の埋立てを終了したのち、2mの厚さで最終覆土を行います。

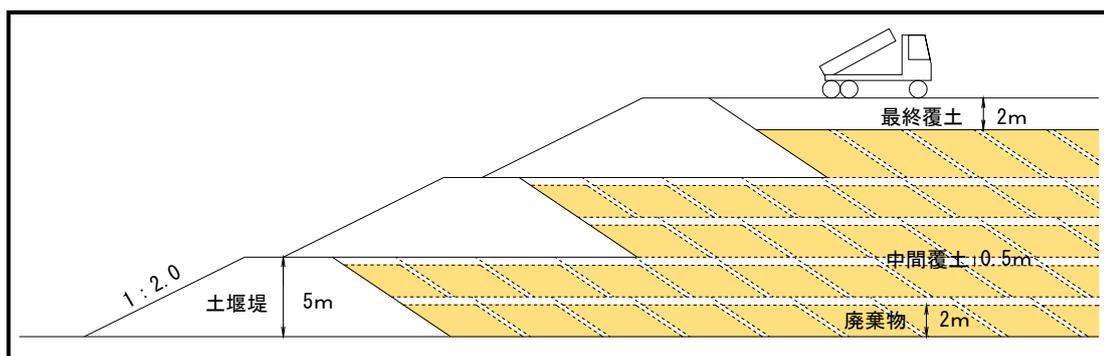


図 2-2-7 埋立工法イメージ図

(5) 跡地利用計画

埋立跡地の利用計画は未定です。最終的に、約 8 haの平地が得られる見込みです。